

## 住民監査請求（管理運営者の決定2）について（概要）

大阪市監査委員は、次のとおり、令和2年7月31日に提出された住民監査請求について監査を実施し、令和2年9月24日に請求人（1人）に通知しました。（同年同月23日決定）

### 1 請求の要旨

都市整備局が、株式会社Aの入札書に押印された印が当該法人の実印でなかったことを理由に当該入札を無効とし、有効な入札を行ったもののうち最高額であったものを落札者と決定し、定期建物賃貸借契約を締結したことが違法不当な契約の締結に当たり、本市に損害が生じているので、市長に対し本市職員等に当該損害を賠償させるなど必要な措置を講じるよう勧告を求める。

### 2 監査委員の判断の要旨（合議不調）

本件請求における本市職員等による締結について、契約の締結を行う本市職員等は、地方自治法施行令や本市契約規則等の規定に基づく入札手続により落札者を決定したうえで、契約締結をしなければならない職務上の義務があると解され、本市職員等が、入札書に実印が押印されていなかったことを理由に株式会社Aの入札を無効としたことが地方自治法施行令や本市契約規則等の規定に反するものである場合は、上記落札者と定期建物賃貸借契約を締結したことは違法となりうるというべきである。

住民監査請求に基づく監査及び勧告についての決定は、地方自治法第242条第11項において、監査委員の合議によるものと規定されているところであるが、本件請求について、監査を実施したが、審議の結果、合議が調わなかったことから、監査及び勧告についての決定には至らなかった。

なお、参考までに監査委員の見解を以下に記載する。

#### （1）入札を無効としたことは違法であるとの見解

地方自治法施行令及び本市契約規則の規定によれば、一般競争入札により契約を締結する場合は、「入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨」を公告により明らかにしておかなければならないとされている。普通地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正、機会均等をはかりつつ、経済性の確保が要請される場所、そのための手続の一つとして入札にかかる主要な事項として、無効となる入札に関する条件については入札前の事前の公告が求められていると解される。よって、公告の有無の判断にあたっては、入札後の事後の恣意的な判断を排すべく、記載された文言から客観的に読み取れる内容をもって判断すべきと解する。

本件についてみると、都市整備局は、本件入札に係る入札を無効とする旨の公告として募集要項等を本市ホームページに掲載する方法により公告しているが、当該募集要項の「(9) 入札の無効」の項目には「⑤入札者の記名押印がない入札」と記載されているのみであり、「押印」との文言からこれを実印に限るものと判読することは困難である。

都市整備局は、代表者が入札する場合は入札書に実印の押印が必要である旨を入札の手引きに記載し、入札参加応募に係る事前登録受付時に交付している。

一般競争入札の公告の方法については地方自治法及び地方自治法施行令に別段の制限はないが、本市契約規則第12条第2項において、公告式条例の例によるほかインターネットを利用する方法により行うことが定められているところ、当該入札の手引きは、これらの方法によっておらず、公告されているとは認められない。

また、当該入札の手引きは、広く一般に配布され、あるいは不特定多数の者の目に触れるものではなく、入札参加応募しようとするものがその申し込みをしなければ入手することができないものであるから、その交付をもって実印による押印のない入札は無効とする旨の公告があったと判断することもできない。

上記のとおり、当該募集要項「(9) 入札の無効」の項目には「⑤入札者の記名押印がない入札」と記載されるに過ぎない以上、当該記載から、「押印」は実印による押印を意味するものとその意義を狭義に理解するとまでは読み取ることは困難であって、実印による押印がない入札が無効となることが公告されていたとはいえない。

よって、本市職員が株式会社Aの入札を無効とした行為は、公告にない無効事由をもって無効としたものであり、本市職員の入札手続は違法である。

## (2) 入札を無効としたことは違法ではないとの見解

地方自治法施行令及び本市契約規則の規定によれば、一般競争入札により契約を締結する場合は、「入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨」を公告により明らかにしておかなければならないとされている。

都市整備局は、本件入札に係る入札を無効とする旨の公告として募集要項等を本市ホームページに掲載する方法により公告しているが、当該募集要項の「(9) 入札の無効」の項目には「⑤入札者の記名押印がない入札」と記載されている。また、「8 入札及び開札」の項目には「(3) 提出書類等(入札当日に持参するもの)」として「⑤実印」との記載があり、併せて、「申請者の実印」が必要な旨及び「代理人により入札する場合は委任状の『受任者』欄に押印した印鑑が必要」な旨記載されている。

また、入札参加応募にかかる事前登録の際に、法人の代表者による入札の場合、「必ず実印を押印してください。」との記載のある「入札の手引き」を交付し、その旨の説明をしたということであるから、これらと、当該募集要項の入札者の記名押印がない入札を無効とする記載を併せると、都市整備局が、法人の代表者による入札の場合には入札書に実印が押印されていなければ無効となる旨を公告していたと評価される。したがって、本市職員が、公告されていない事由をもって株式会社Aの入札を無効と判断したとの指摘は当たらない。

また、請求人は、実印押印による追完指示や運転免許証や代表者資格証明の確認などにより、極めて容易に本人確認可能であったにも拘らず、本市職員がこれを怠った旨主張するが、入札書の書換え等は地方自治法施行令が明確に禁じる所であり、また入札手続の安定的かつ適正・迅速な進行を図り、入札の効力を速やかに且つ画一的に判断するために別途の書類による本人確認を認めない取扱いは十分合理的なものである。したがって、本市職員が実印押印による追完や身分証明書による本人確認を行わなかったことに違法、不当な点はない。

これらから、都市整備局が、代表者による入札について実印が押印されていなかった株式会社Aの入札を無効と判断し、有効な入札を行ったもののうち最高額であったものを落札者と決定し、定期建物賃貸借契約を締結した本市職員に違法な点はない。